

# 令和3年度（2021年度）小規模事業者展示会出展支援補助金交付要綱

## （目的）

第1条 この要綱は、市内小規模事業者の販路開拓を促進し、地域経済の活性化及び市内産業の振興を図るため、国内外の展示会に出展する小規模事業者に対して交付する補助金について、補助金の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

## （定義）

第2条 この要綱に定める小規模事業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模事業者及び個人事業者とする。

## （補助対象者）

第3条 この補助金の対象者は、次に掲げるすべてに該当する小規模事業者であること。

- (1) 市内に本社又は主たる事業所を有する小規模事業者、若しくは住所地が本市にあり、本市の市民税を課税されている個人事業者
- (2) 市税の滞納がないこと
- (3) 当該小規模事業者の発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していないこと
- (4) 当該小規模事業者の発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有していないこと
- (5) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、当該小規模事業者の役員総数の2分の1以上を占めていないこと
- (6) 本市が実施した展示会出展費用に対する補助金を過去5年間で3回以上交付を受けていないこと
- (7) 本市が実施する令和3年度（2021年度）の海外展開若しくは販路拡大に係る経費補助金の交付を受けていないこと、若しくは受ける予定がないこと
- (8) 同一の事由で交付される国、都、その他の機関からの補助金等を重複して受けていない、若しくは受ける予定がないこと
- (9) 本補助金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条により定める営業内容、暴

力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある場合等）を営む者でないこと

- (10) 市長が補助金の交付に当たり公序良俗に反する営業等不相当と認める種類の営業ではないこと
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員でないこと

2 前項の規定にかかわらず、次の（1）から（3）に掲げる要件のいずれかに該当する小規模事業者は対象としない。

- (1) 国内展示会の出展経験が過去 10 年以内において 6 回以上の小規模事業者が国内展示会に出展している場合
- (2) 海外展示会の出展経験が過去 10 年以内において 6 回以上の小規模事業者が海外展示会に出展している場合
- (3) 新技術及び新製品等以外の周知を目的として展示会に出展する場合

（補助対象事業）

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、開催期間が令和 3 年（2021 年）4 月 15 日から令和 4 年（2022 年）2 月末日までの販路開拓を目的とした展示会への出展とする。

（補助額）

第 5 条 補助金の額は、1 回につき 10 万円を上限として、消費税相当額を除く出展小間代及び出展に係る小間装飾費の 4 分の 3(千円未満を切り捨て)以内とする。この場合、小間以外の装飾費は含まないものとする。また、搬入費、消耗品費、電気代等の費用も含まないものとする。

2 前項に規定する補助金は予算の範囲内で交付する。

（補助金の事前申込）

第 6 条 この補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、小規模事業者展示会出展支援補助金事前申込書(第 1 号様式)（以下「事前申込書」という。）及び出展する展示会の申込書控え等の写しを、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日から 4 月 9 日の間に市長に

提出するものとする。

- 2 出展する展示会の出展申込開始日が令和3年（2021年）4月9日以降の場合には、出展申込予定期間を事前申込書に明記し、出展申込後速やかに申込書控え等の写しを提出するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が認める場合には、事前申込の手続きを省略することができる。

#### （交付予定者の決定）

- 第7条 市長は、事前申込書を受領し、その内容を審査し適当と認めた場合には、申請者を補助金の交付を予定する者（以下、「交付予定者」という。）として決定する。
- 2 予算の額を越える事前申込があったときは、抽選により交付予定者を決定する。この場合において、交付予定者の順位は、抽選による順位を適用する。
  - 3 最終順位の交付予定者の交付予定額が予算額を越えたときは、その超過分を減額する。
  - 4 市長は、交付予定者の決定をしたときは、申請者に通知しなければならない。

#### （補助金の交付申請）

第8条 交付予定者は、小規模事業者展示会出展支援補助金交付申請書（第2号様式）に、下記の書類を添えて、展示会開催の10日前までに市長に提出するものとする。ただし、第6条第3項により事前申込の手続きを省略したときは、事前申込を経ずに小規模事業者展示会出展支援補助金交付申請書を提出できるものとする。

- (1) 展示会の概要のわかるもの
  - (2) 展示会に出展の申込を行ったことがわかるもの
  - (3) 経費の内訳がわかるもの（見積書等）
  - (4) 事業者が存在していることを証明するもの（会社・法人にあつては登記事項証明書、個人事業者にあつては住民票、開業届の写し）
  - (5) 常用雇用者の人数が確認できるもの
  - (6) 申請者本人であることが確認できるもの（個人事業者であつて申請者欄に署名（自著）のみ記載した場合）
- 2 この補助金の交付申請は、1事業者につき1回のみとする。
  - 3 常用雇用者については、労働基準法（昭和22年法律49号）第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とする。

(補助金の交付決定)

第 9 条 市長は、前条の規定による申請書等を受理し、その内容を審査し適当と認めた場合には、小規模事業者展示会出展支援補助金交付決定通知書(第 3 号様式)により、補助金の交付の決定について通知するものとする。

(交付の条件)

第 10 条 市長は、前条の規定による交付の決定に際し、補助金に係る予算の執行の適正を図るため必要があると認めるときは、条件を付すものとする。

(出展計画の変更等)

第 11 条 交付予定者及び第 9 条による交付決定を受けた事業者(以下、「補助事業者」という。)が、内容を変更しようとするときは、小規模事業者展示会出展支援補助金変更等申請書(第 4 号様式)をあらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 事前申込書及び交付申請書に記載された展示会から他の展示会へ変更することは認めない。

(出展計画の変更等の承認)

第 12 条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更等の内容の承認の可否について、小規模事業者展示会出展支援補助金変更等承認等通知書(第 5 号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者が、展示会への出展を完了したときは、完了した日から 30 日を経過した日若しくは 3 月 31 日のいずれかの早い日までに小規模事業者展示会出展支援補助金実績報告書(第 6 号様式)に、展示会出展に係る小間代及び装飾費を特定することのできる領収書の写し等を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 14 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容等を審査し、展示会への出展が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認

めたときは、補助金の額を確定し、小規模事業者展示会出展支援補助金交付額確定通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(補助金の支払い)

第15条 前条の規定による補助金の額の確定を受けた補助事業者は、小規模事業者展示会出展支援補助金交付請求書(第8号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書を受領した場合は、速やかに補助金を一括して交付するものとする。

(決定の取消)

第16条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (4) 前3号に掲げたもののほか、この要綱及び他の法令に違反したとき

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助事業者の義務)

第18条 補助事業者は、補助金の交付年度終了後の5年間、市長の求めに応じ、各年度における補助対象事業の成果等を報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、本市が販路拡大のための広報を行うときは協力しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助金の交付年度終了後の5年間、補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類を保存しておかなければならない。
- 4 補助事業者は、市長が各年度で補助金制度の見直しを行うにあたり、本市からの求めに応じて意見聴取等に協力しなければならない。

(補則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日から施行する。